

○うるま市建設工事等の発注見通しに関する公表規程

平成17年4月1日

告示第9号

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条の規定に基づく公共工事（以下「建設工事」という。）及び測量、建設コンサルタント等業務委託に係る発注の見通しに関する事項の公表について、定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 前条に規定する公表（以下「公表」という。）の対象となる建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務委託（以下「建設工事等」という。）は、当該年度に発注することが見込まれる建設工事等で、建設工事については予定価格が250万円、測量、建設コンサルタント等業務委託については予定価格が200万円を超えると見込まれるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、公表の対象外とする。

- (1) 当該年度建設工事等について用地取得等が未了の場合
- (2) 当該年度建設工事等に必要な他の公物管理者との協議又は調整が未了の場合
- (3) 当該年度建設工事等に必要な地元の関係者等との協議若しくは調整又は埋蔵文化財調査が未了の場合

(公表の事項)

第3条 市長は、次に掲げる建設工事等に係る情報を公表するものとする。

- (1) 建設工事等の名称
- (2) 建設工事等の場所
- (3) 建設工事等の期間
- (4) 建設工事等の種別
- (5) 建設工事等の概要
- (6) 入札及び契約の方法
- (7) 入札予定時期（随意契約を行う場合は契約締結時期）

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、契約検査課において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

(公表の時期)

第5条 公表の時期は、次による。

- (1) 毎年度、4月1日(当該年度の予算が成立していない場合は、予算の成立日)以後なるべく早い時期。また、公表した事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、10月1日を目途として、変更後の事項を公表する。

(閲覧期間)

第6条 閲覧期間は、当該年度の3月31日までとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月22日告示第21号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月28日告示第32号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第70号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月7日告示第211号)

この告示は、令和6年12月1日から施行する。